第2章 初診料・再診料

患者が来院した場合も、往診など医師が出向いた場合も、初めて診察を行った場合は初診料、2回目以降継続して診療が行われた場合は再診料を算定します。 本章では、この初診料・再診料の算定について学習します。

I. 初診料

1. 初診料の基本的な考え方

(1) 算定ルール

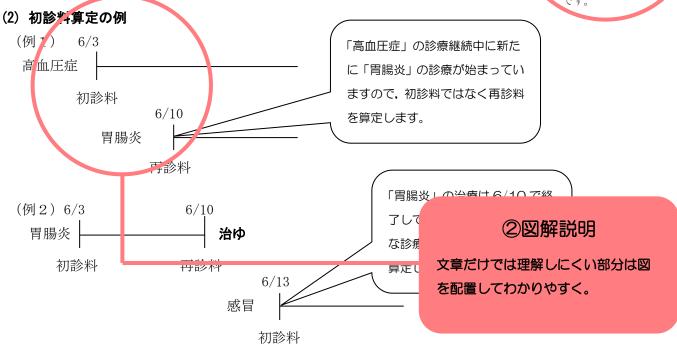
①側注

初めての診察における料金」ということ 5 初診料を算定しないケースや、初診料

理解を深めるためのマメ知識や間違いやすいポイントなどは、側注を設けて説明しています。

★ 算 足 ル ー ル ★

- ① 同時に2つ以上の傷病を診療した場合でも、初診料は1回しか算定できない
- ② 他に継続中の傷病がない状態で診療を行ったときに算定できる
 - → ある傷病について初診であっても、別の傷病の診療が継続中である場合は、 初診料を算定できない
- ③ 患者の年齢や診療の時間等によって、初診料の所定点数に**加算**が生じることがある
- ★初診料が算定でき ないケースでは、後 述の「再診料」、「外 来診療料」を算定し ます。
- ★所定点数とは,基本 となる点数のこと です。



まとめ 初診料の算定におけるチェックポイント

- ① 初診料算定に該当するケースかどうかを確認
 - ⇒ 治療中の傷病がある間は初診料の算定ができず、再診(後述)の扱いになります。
- ② 患者の年齢を確認
 - ⇒ C意味苦は加算があります。
- ③ 診療の行われた日,時間を確認
 - ⇒ 曜日や時間によっては加算があります。
- ④ 特例加算の該当を確認
 - ⇒ 小児特例加昇,夜间・早期寺加昇に該ヨ9の場合は加

③まとめ

算定の際に気を付けなければならない、重要なポイントをまとめで再確認!(医科)

例 題

次の各場合において、初診料、及び各種加算の点数を算定しなさい。 診療時間はすべて平日 9:00~12:00, 14:00~19:00 木曜・日曜・祝日を休診日 とします。

- (1) 平日 15:00 の初診料, 患者 4歳
- (2) 日曜日 10:00 の初診料, 患者 28 歳
- (3) 祝日 23:00 の初診料, 患者 5歳
- (4) 木曜日 11:00 の初診料, 患者 47 歳

④例題

学習した内容を例題でチェック! 記憶の定着に差が出ます。

- (5) 土曜日14:00の初診料,患者2歳(※小児科標榜診療所)
- (6) 平日 20:00 の初診料、患者 52 歳(※時間外特例医療機関「救急病院」)
- (7) 平日 18:30 の初診料, 患者 3歳(※夜間・早朝等加算 施設基準適合内科診療所)
- (8) 日曜日 14:00 に内科初診(急性胃炎),続いて整形外科初診(腰痛症), 患者 61歳(※複数科標榜病院)